

キャッシュレス決済端末導入業務 評価基準表

書類審査

様式番号	評価項目	評価内容	評価基準	配点	小計
第2号	業務実績	・本業務と同種又は類似業の実績	・導入実績件数により評価する。	5	80
第9号	各種決済手数料の支払い方法	・決済手数料は収入金額と相殺せず、締日以降に請求書払いとすること。 ・その請求書は決済端末ごとに発行が可能であること。	・対応状況を基に評価する。	15	
	口座振込手数料の負担	・事業者から三木市へ入金する際の口座振込手数料が事業者負担である。	・対応状況を基に評価する。	10	
任意様式	見積額 手数料率	・見積額は安価であるか。 ・手数料率	・配点×最低見積金額/自社見積金額	50	

プレゼンテーションによる審査

項目番号	評価項目	評価内容	評価基準	配点	小計
【端末・POS機能】				10	70
1-1	性能及び使いやすさ	・レシート発行について、カスタマイズが可能であるか。	・具体的な提案内容に応じて配点する。 ・現金授受とキャッシュレス決済の判別ができる場合と、運用上の工夫により対応できる場合に応じて配点する。		
	データの集約	・証明毎の集計、及び手数料毎の集計がデータベース化でき、集約が容易である。	・証明書等を追加する場合や価格単価を変更する場合に職員が容易に設定可能か。 ・具体的な提案内容に応じて配点する。		
【キャッシュレス決済端末】				20	
1-2	性能及び使いやすさ	・市民にとって利便性の高い端末であるか。	・具体的な提案内容に応じて配点する。 ・支払金額、決済方法の表示方法や画面の見やすさに応じて配点する。		
1-3	キャッシュレス決済の種類	・市民のニーズに応じたキャッシュレス決済が利用可能であるか。	・現在、もしくは、将来的に利用可能な決済方法に応じて配点する。 ・キャッシュレス決済ブランドに幅広く対応しているか。	10	

【指定納付受託者業務】

2-1	指定納付受託者業務に係るキャッシュレス決済手数料等	・各種決済手数料及び月額利用料が、安定的に利用するのに適した金額であるか。	・具体的な提案内容に応じて配点する。	10	15
2-2	入金サイクル	・当市の負担とならない入金サイ	・一括で財務処理ができるか。もしくは負担とな	5	

		クルであるか。	らない財務処理であるか。		
【保証・サポート】					
3-1	導入機器等の保証 及び導入後のサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・機器等に機能不良が生じた場合、迅速に代替機が用意できるか。 ・また、修理可能な体制であるか。 ・機器等の使用にあたり、疑義及び機能不全が生じた場合、迅速に対応可能なサポート体制であるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者の派遣依頼から現地到着までに要する時間、対応可能な時間帯に応じて配点する。 ・具体的な提案内容に応じて配点する。 	20	25
3-2	研修体制及び 操作マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に運用可能となるような研修体制であるか。 ・機器等の使用にあたり、誰でも理解できる当市にあったマニュアルであるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施可能な研修回数、研修方法に応じて配点する。 ・操作マニュアルの分かりやすさに応じて配点する。 	5	
【独自提案】					
4-1	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・他社にはない有用な提案があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自提案の内容により配点する。 	10	10
合 計				200	200